◆◆◆はじめて専門医療機関連携薬局の申請をされる方へ◆◆◆

1 専門医療機関連携薬局とは

がん等の専門的な薬学管理が必要な利用者に対して、他の医療提供施設との密な連携を 行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局 です。

2 専門医療機関連携薬局認定申請について

- (1) 申請書の提出先は最終ページを参照してください。
- (2) 薬局の所在地が神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にある場合、薬務課薬務 指導班に直接お問い合わせください。
- (3) 薬局の移転、個人から法人になるなど新たに薬局の許可をとる場合は、新たな認定申請が必要になります。
 - ※ 薬局の開設許可については、「はじめて薬局を開設される方へ」をご参照ください。

3 専門医療機関連携薬局の認定に必要な条件

(詳細は、兵庫県薬局等許可審査基準及び指導基準を参照)

- (1) 薬局開設許可を受けていること。
- (2) 医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能を有していること。
 - ・ 情報提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者(以下「利用者」という。)の 心身の状況に配慮する観点から必要な構造設備が、定められた基準に適合しているこ と。
 - ・ 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有できる体制が、定められた基準に適合していること。
 - 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、定められた基準に 適合していること。
- (3)申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む)が 医薬品医療機器等法で定められた欠格条項に該当しないこと。

4 その他

- (1) 申請手数料:11,000円(兵庫県収入証紙を貼付してください。)
- (2) 専門医療機関連携薬局の認定を取得した薬局は、1年ごとの更新申請が必要となります。その際の申請書様式は、所定の様式(様式第五の五(二))を用いてください。 なお、更新申請の際の添付資料及び申請手数料は認定申請と同じです。

- (3) 認定に必要な基準等は次の通知等を参考としてください。
 - ・ 医薬品医療機器等法・・・法第6条の3
 - ・ 医薬品医療機器等法施行規則・・・規則第10条の3
 - ・ 施行通知・・・令和3年1月29日付け薬生発0129第6号

厚生労働省医薬・生活衛生局長通知

(4) 認定申請及び認定更新申請ともに提出部数は、健康福祉事務所に提出する場合は正副 各1部、薬務課に提出する場合は1部です。

5 提出書類

提出書類
(1)専門医療機関連携薬局認定申請書 ^{※1}
スは 専門医療機関連携薬局認定更新申請書 ^{※1}
(2) 専門医療機関連携薬局認定基準適合表(適合表記載の別紙資料を含む) *2
《適合表記載の別紙資料として必要なもの》
① 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備がわかる資料(第2項第1号)
② 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備がわかる資料(第2項第
2号)
③ がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡し
た際の資料の写し(1回分)(第3項第3号)
④ 他の薬局に対してがん患者である利用者の調剤等の情報を報告及び連絡す
る際の方法等を示した手順書等の写し(第3項第4号)
⑤ 開店時間外に相談できる連絡先や注意事項等を周知するため薬局で用いて
いる利用者等に交付する文書、連絡先等が記載された薬袋等(第4項第1号)
⑥休日及び夜間に調剤の求めがあった場合の、地域の調剤応需できる体制が
わかる資料(第4項第2号)
⑦他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて在庫として保管するがんに係る
医薬品を提供する場合の手順書等の該当箇所の写し(第4項第3号)
⑧継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師及びがんの専門性を有す
る常勤として勤務している薬剤師一覧*3(第4項第6号、第7号)並びにがん
の専門性を有する認定証の写し(原本照合)
⑨ 当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師が、1 年以内
ごとにがんに係る専門的な内容の研修を受ける実施計画書及び実施記録の写
し(第4項第8号)
⑩ 地域の他の薬局に勤務する薬剤師に対して行うがんに係る専門的な内容の
研修の実施計画書及び実施記録の写し(第4項第9号)
⑪ 地域の他の医療提供施設に対して、がんに係る医薬品の適正使用に関する
情報提供した文書等の写し(第4項第10号)
① 薬局開設許可証の写し(原本照合)※4
(3)申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員をい

う。)が精神の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思

疎通を適切に行うことができないおそれがある場合は、当該申請者に係る精神の障害に関する医師の診断書

(4) 専門医療機関連携薬局認定証^{※5}

- ※1 所定の様式(様式第五の三)を用いて作成してください。更新申請の場合は、更新申請書(様式第五の五(二))を用いて作成してください。
- ※2 所定の様式(「専門医療機関連携薬局 認定基準適合表」)を用いて作成してください。 別紙資料には適合表に付記した資料番号を付記してください。
 - P8~の記載要領をよく読んで記載してください。
- ※3 常勤の薬剤師の体制について、所定の様式(「常勤として勤務している薬剤師一覧」) を用いて作成してください。
- ※4 薬局の所在地が神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にある場合のみ、薬局開設許可証の写しを提出いただくとともに、原本をご持参ください。
- ※5 更新申請の場合は、認定証(原本)を提出してください。

【留意事項】

- ◆ 基本的には、提出された書類によって審査を行いますが、場合によっては実地によ る確認を行う場合もあります。
- ◆ 上記(3)の医師の診断書については、他の申請等の行為の際に当該申請書の提出 先とされている県健康福祉事務所又は薬務課若しくは本県を経由して厚生労働大臣 に提出されているものについては、当該申請書の「備考欄」にその旨が付記された 時は添付を省略することができます。

6 専門医療機関連携薬局認定申請書記載例

様式第五の三 (第十条の三関係)

専門医療機関連携薬局認定申請書

許可番易	分及び年月日	第〇〇〇〇〇〇〇号 令和〇年〇)月〇日			
薬 局	の名称	○○薬局				
薬 局	の 所 在 地	〒000-000 00市000町0丁目0番0月 TEL 000-000-0000	<u>, </u>			
規定する		がん				
に規定す	3 第 2 項第 2 号 3 薬 剤 師 の 氏 名	00 00,00 00				
構 造 設	アの状況に配慮する 備の概要	別紙のとおり				
の使用に	 取剤及び医薬品関する情報を担める は、おいますのでは、表別を表別を表別を表別を表別である。 は、おいますのでは、表別のでは、ましいでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まり	別紙のとおり				
	菓 学 的 知 見 に 基及 び 指 導 の 業 務体 制 の 概 要	別紙のとおり				
薬事に関	こあっては) 引する業務に する役員の氏名	00 00,00 00				
由 (1)	法第75条第1項の規定 日から3年を経過して	定により許可を取り消され、取消しの ていない者	全員なし			
請に者責(2)	法第75条の2第1項(しの日から3年を経済	の規定により登録を取り消され、取消 過していない者	全員なし			
(法を 人有 (3)		第5項の規定によりその受けた認定を 肖しの日から3年を経過していない者	全員なし			
申請者 (法人にあつては (2) (3) (4) (4)		られ、その執行を終わり、又は執行を つた後、3年を経過していない者	全員なし			
つては、薬事 (5)	薬事に関する法令で	薬取締法、毒物及び劇物取締法その他 政令で定めるもの又はこれに基づく処 反行為があつた日から2年を経過して 全員なし				
事 (6)	麻薬、大麻、あへんご	又は覚醒剤の中毒者	全員なし			
(7) (7) (8)		より薬局開設者の業務を適正に行うに 、判断及び意思疎通を適切に行うこと	全員なし			
務 (8)	薬局開設者の業務をi を有すると認められた	適切に行うことができる知識及び経験 ない者	全員なし			
備	考					

上記により、専門医療機関連携薬局の認定を申請します。

令和 ○年 ○月 ○日

住 所 (法人にあつては、主) 兵庫県○○○市○○○町○丁目 たる事務所の所在地) ○番○番地

氏 名 (法人にあつては、名) 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

兵庫県知事 様

〔連絡先〕担当者 ○○ ○○

6-1 専門医療機関連携薬局認定更新申請書記載例

様式第五の五 (二) (第十条の九関係)

薬局の許可番号を記載 し、許可年月日は有効期 限の開始を記載

専門医療機関連携薬局認定更新申請書																	
許 可	番	号	及び	年	月	日	第〇〇〇	000	000) 号	平月	戊○年	〇 月	日〇日			
認定	番	号	及び	年	月	日	第△△△				$\triangle \triangle \frac{1}{2}$	号 令	和〇)年(),	月〇日		
薬	局		0	名		称	○○薬局	j									
薬	局	の	所	右	Ē	地	700 市00				○番() () 号	- T]	el C)00-	000	-000
法 第 規 定						に 分	がん										
	法第6条の3第2項第2号 に規定する薬剤師の氏名 別紙のとおり																
	利用者の心身の状況に配慮する 構 造 設 備 の 概 要																
	利 用 者 の 薬 剤 及 び 医 薬 品 の 使 用 に 関 す る 情 報 を 他 の 医 療 提 供 施 設 と 別紙のとおり																
専	< F	, . ,	刊 及 で	的知が指	導	に の 要	別紙の	とおり)								
変		<u> </u>	F	項				変	更_	前	-				変	更	後
史 [更内容を記載 ・開設者の氏名及び住所、法第6条の3第2項第2号に規定する薬剤師の氏名を変更した日から30日以内に更新申記 (法人にあっては) 事を提出する場合 ・更新申請書を提出する際に薬局の名称を変更する予定が必要 																
(法 薬 事	に	関	あっ) 業	務	に	00	00	・開 す 書 ・更	設者 る薬 を提 新申記	の氏名 剤師の 出する 清書を	名及び の氏名 る場合	住所 を変	、法第	こ日から	30 日」	以内に更新申請
(法	に を 有	関 す ー ー す	あする	つ で 業 員 <i>の</i>	務) 氏	に 名			・開す書更る	設者 る薬 を提 新申合	の氏名 剤師の 出する 清書を	名及び の氏名 る場合 と提出	住所 を変 する	、法第 更した際に薬	こ日から	30 日!	以内に更新申請 更する予定があ
(法 事 責 任 申 務	に を 有 (1	関 す)	あする	つ で 業 員 の 条第	務) 氏 1項	に 名 の規	定により記		・開す書更る	設者 る薬 を提 新申合	の氏名 剤師の 出する 清書を	名及び の氏名 る場合 と提出	住所 を変 する	、法第 更した際に薬	こ日から	30 日!	以内に更新申請
(法事責任 務に	に を 有 (1	関 す)	あ る る 後 第75 3 年 を 法第75	つ 業 員 条 経過 条 過	務氏 項で第	に 名 の 規 い な 項	定により記	□□	・開す書更る 取り ^注	改本を表現している。	の氏名 剤師の 出する 清書を	名及びの氏名の氏名 る場合 を提出で 対し	住所 を変 する の 日	、法第 更した 際に薬 から	こ日から	30 日J 弥を変 全員	以内に更新申請 更する予定があ
(薬 責 申請者 (法人	に を 有 (1 (2	関 す)	あ する と 第75 3年を 法 第75 よ よ 第75 よ よ 第75 よ り よ り ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ	つ業の 量条経 条を経 条を終	務氏項で第過項	に名別な項では	□□ 定により; ハ者 の規定に。	□□ 許可を より登 規定に	• 開す書更る り を り	設者薬 (表) (a) (a)	の氏名の 剤師では書 れ、さいさい けた	A及び みの氏名 会 は、 は、 に、認定	住所変 する の 消し	、法第 更した 際に薬 から の日	こ日から	30 日! 称を変 ! 全員 全員	以内に更新申請 更する予定があ
(薬責 申請者(法人に) 事任 務に責任を有す	に を 有 (1 (2	関 す)))	あする 後 3年 3年 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	日本 の 業の 条 経 条 年 条 そ の 所 の 形 の 形 の 形 の 形 の の の の の の の の の の	務氏項で第過項消に	に名規な項ではのせ	□□ 定により い者 の規定に、 いない者 第5項の	□□ 許可を より登 規定に 再を経済	・ 開す書更る り を りしれ	設るを持ち場	の剤出精 れ	名及び代 3場合 2月 2月 2月 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	住所変 す の 消 を 取	、法第 際に薬 から り消	こ日から	30 日 J 称を変 全	以内に更新申請 更する予定があ
(薬責 申請者(法人にあつては、 事任 務に責任を有する役員を含.	に を 有 (1 (2	関 す))	あする第75 3 4 75 3 5 75 5 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75	つ 異条経条年条そ上く 医令で 単の を第ののなり ひゅうしょ	務氏項で第過項消にた向令	に名規な項ではのせ、轉定	□□ 定により い者 の規定に、 いない者 第5項の 日から3 ^年 られ、その	□□ 可	・ 関す書更る お	設るを新場消取そびり、物基者薬提申合は、同時のでは、一時では、一時では、一時では、一時では、一時本は、一時本は、一時本は、一時本は、一時本は、一時本は、一時本は、一時本	の剤出精れりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり<l>りりりりりりり<td>A D C B D S A D C B D S A D C B D S A D C B D C B D C B D C D C D C D C D C D</td><td>住を す の 消 を 受 薬 け 事</td><td>、 更 際 か の り る に 第 ら 日 消 こ 関</td><td>こ日から</td><td>30 日! 除を変! 全 全 全 全 手</td><td>以内に更新申請 更する予定があ はなし はなし</td></l>	A D C B D S A D C B D S A D C B D S A D C B D C B D C B D C D C D C D C D C D	住を す の 消 を 受 薬 け 事	、 更 際 か の り る に 第 ら 日 消 こ 関	こ日から	30 日! 除を変 ! 全 全 全 全 手	以内に更新申請 更する予定があ はなし はなし
(薬 責 申請者(法人にあつては、薬事法 事任 務に責任を有する役員を含む。)	に を 有 (1 (2	関 す)))))	あする 第年第6第れ錮が、る違うる役75を375、以な麻法反	つ 貴条経条年条そ上く実令行業のを第ののな及で為	務氏項で第過項消にた解令あ	に名規な頃ではのせ、神定た	定により により の規定に の規定に 第5項の 第から3年 られ、その 3年を経過 めるもの	□□ 許可を より登しに 関をを行るで はを はを はを はを はを はを はを はを はる はる はる はる はる はる はる はる はる はる はる はる はる	・	設るを新場消取そびり、物基者薬提申合は、同時のでは、一時では、一時では、一時では、一時では、一時本は、一時本は、一時本は、一時本は、一時本は、一時本は、一時本は、一時本	の剤出精れりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり<l>りりりりりりり<td>A D C B D S A D C B D S A D C B D S A D C B D C B D C B D C D C D C D C D C D</td><td>住を す の 消 を 受 薬 け 事</td><td>、 更 際 か の り る に 第 ら 日 消 こ 関</td><td>こ日から</td><td>30 日! 除を変 全 全 全 全 全 全 全</td><td>以内に更新申請 更する予定があ はなし はなし はなし</td></l>	A D C B D S A D C B D S A D C B D S A D C B D C B D C B D C D C D C D C D C D	住を す の 消 を 受 薬 け 事	、 更 際 か の り る に 第 ら 日 消 こ 関	こ日から	30 日! 除を変 全 全 全 全 全 全 全	以内に更新申請 更する予定があ はなし はなし はなし
(薬責 申請者(法人にあつては、法 事任 務に責任を有する役員を含.	に を 有 (1 (2 (3 (4 (5 (6	関 () () () () () () () () () () () () ()	あする法3法か法さ禁と法すの麻精の名で第5375、以な麻法反、の	つ 員条経条年条そ上く통令行大機業のを第ののな及で為麻能	移氏項で第過項消にた解令ある障	に名別い1し又し処後背でつく害の規な頃ではのせ、神定たんに	□□□ により。 により。 に者 の 規定にる のなり である。 第5000 では、 第5000 では、 のは、 第5000 では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	□□ 市 り 規手を ・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	設るを新場消 取 そびり、物基で 務本薬提申合 さ り のいり者取づい を	の剤出請 1 当 受い又 締くい 適 氏師す書 、 さ けいは 法処い 正 で ま ま ま こう	A D C B D S B D C B D S B D C B D	住を す の 消 を 受 薬反 に 所変 る 日 し 取 け 事し 当	、更際 かのりるに、 た 第 ら 日 消 こ り	こ日から	30 日! 除を変 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全	以内に更新申請 更する予定があ はなし はなし はなし はなし

上記により、専門医療機関連携薬局の認定の更新を申請します。

令和 ○年 ○月 ○日

住 所 (法人にあつては、主) 兵庫県○○市○○町○丁目○番○号 たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名) 株式会社〇〇 称及び代表者の氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇

兵庫県知事 様

[連絡先] 担当者

電話番号 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇

専門医療機関連携薬局(がん) 認定基準適合表

申請の前月までの過去1年間

実績の対象期間: 令和〇年 〇月~ 令和〇年 〇月

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備(第2項第1号)
	・ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づ 別紙(1)のとおり
	く指導を受けることができる個室等の設備
	• 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備
2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備(第2項第2号)
	※該当する項目をチェックすること 別紙 (2) のとおり
	□ 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手す
	りを設置している。
	☑ 段差のない入口を設置している。
	□ 車いすでも来局できる構造である。
	□ その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
	具体的な構造 ()
3	- I - I - I - I - I - I - I - I - I - I
0	・前号の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制(第
	3項第2号)
	主な連携先の医療機関
	名 称①: ○○病院
	所在地①: ○○市○○町○○丁目○○番○号
	名 称②: ○○病院
	所在地②: ○○市○○町○○丁目○○番○号
	会議の名称: ○○病院連絡会議
4	上記の報告及び連絡した実績(第3項第3号)
	過去1年間のがん患者総数 (<u>○○)人</u> 別紙 (3) のとおり
	うち、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に
	報告及び連絡した患者数 (<u>○○)人</u>
	(参考)報告及び連絡した情報提供回数 年間 (<u>○</u>)回
5	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制(第3項第4号)
	利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等 別紙(4)のとおり
	を示した手順書等の写し(該当部分)を添付
6	開店時間外の相談に対応する体制(第4項第1号)
	開店時間 平 日 ○:○○ ~ ○:○○
	土 曜 ○:○○ ~ ○:○○
	日祝日 : ~ :
	相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 別紙(5)のとおり
	※該当する項目をチェックすること
	□ 文書により交付
	☑ 薬袋に記入
7	休日及び夜間の調剤応需体制 (第4項第2号)
	自局での対応時間 休 日 ○:○○ ~ ○:○○
	平 日 (休日) : ~ :
	地域の調剤応需体制がわかる資料を添付 別紙(6)のとおり
	(参考)過去1年間の調剤の実績(○ <u>)回</u>

8	在庫として保管するがんに係る医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体
	制(第4項第3号)
	がんに係る医薬品を提供する場合の手順を示した手順 別紙 (7) のとおり
	書等の該当箇所の写し(該当部分)を添付
9	(参考)過去1年間のがんに係る医薬品提供の実績(<u>○</u>)回 麻薬の調剤応需体制(第4項第4号)
9	※該当する項目をチェックすること
	(参考) 過去1年間の調剤の実績(○) 回
10	医療安全対策(第4項第5号)
	医療安全対策の概要 ※該当する項目をチェックすること
	☑ 医薬品に係る副作用等の報告
	(参考)過去1年間の報告回数(〇)回
	□ 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加
	(参考)過去1年間の報告回数(<u>)回</u>
	□ その他の取組 具体的な医療安全対策の内容 ()
11	・継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制(第4項第6号) ・がんの専門性を有する常勤として勤務している薬剤師(第4項第7号)
	常勤として勤務している薬剤師数 (
	継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数 (
	第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧 別紙(8)のとおり
12	がんに係る専門的な内容の研修の受講 (第4項第8号)
	研修の実施計画及び実施記録の写しを添付 別紙(9)のとおり
13	地域の他の薬局に対するがんに係る専門的な内容の研修の実施(第4項第9号)
	研修の実施計画及び実施記録の写しを添付 別紙(10)のとおり
14	地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報提供
	(第4項第10号)
	情報提供先(<u>○○病院</u>) 別紙(11)のとおり
	※情報提供を行った内容の写しを1回分添付する。
	(参考)情報提供の回数 <u>() 回</u>

専門医療機関連携薬局認定基準適合表の記載要領

- ◆ 専門医療機関連携薬局認定基準適合表の大きさは、A4 としてください。
- ◆ 専門医療機関連携薬局認定基準適合表に添付する資料には資料番号を付記し、「別紙 ()の とおり」の括弧にその資料番号を記載してください。
- ◆ 記載内容が多くなる場合は、記載欄を増やすことや別に記載して添付することでも差し支えありません。

各欄記載要領

1 (第2項第1号)

該当する設備について、構造がわかる図面、写真等を添付すること。

2 (第2項第2号)

該当する項目の設備について、構造がわかる図面、写真等を添付すること。

3 (第3項第1号及び第2号)

「主な連携先の医療機関」は、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について随時報告及び連絡しているがんに係る専門的な医療機関の名称及び所在地を記載すること。医療機関は可能な限り複数記載すること。医療機関の敷地内に開設している薬局においては、当該医療機関外の医療機関も記載すること。「会議の名称」は、過去1年間に参加した連携先の医療機関が開催した会議の名称を記載すること。

4 (第3項第3号)

過去1年間の実績として該当する人数を記載すること。処方箋を応需しているがん患者のうち 半数以上のがん患者について情報の報告及び連絡を行わせた実績があること。がん患者は、抗が ん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている者を指すものであり、がん治療に係 る医療機関と連携を行う中で、対象となる者を判断すること。報告及び連絡した際の資料(情報 提供文書等)の写しを1回分添付することとし、個人情報に該当する箇所はマスキングするこ と。参考として、がん患者に係る情報を報告及び連絡したがん患者の総数を記載すること。

5 (第3項第4号)

他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した**手順書等の写** し(該当部分がわかるように印をつけたもの)を添付すること。

6 (第4項第1号)

「開店時間」は薬局開設許可申請書等における情報を記載すること。「相談できる連絡先や注意 事項等の周知方法」については、**薬局で用いている利用者等に交付する文書、連絡先等が記載さ** れた薬袋等の例を添付すること。

7 (第4項第2号)

「自局での対応時間」は休日及び平日における夜間の対応時間を記載すること。**地域の調剤応需体制がわかる資料として、具体的な休日及び夜間における当番日を示すもの等を添付すること。** 参考として、休日及び夜間に調剤対応した過去 1 年間の回数(実績がない場合はその旨)を記載すること。

8 (第4項第3号)

他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供する場合の**手順を示した手順書等の該当箇所の写し(該当部分がわかるように印をつけたもの)を添付すること。**参考として、過去1年間に他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供した回数(実績がない場合はその旨)

を記載すること。

9 (第4項第4号)

麻薬小売業者の免許証の番号を記載すること。(免許証の原本の提示でも差し支えないこと。) 参考として、過去 1 年間に麻薬を調剤した回数 (麻薬処方箋の応需枚数。実績がない場合はその 旨)を記載すること。

10 (第4項第5号)

「医薬品に係る副作用等の報告」は、過去1年間に法第68条の10第2項に基づき副作用等を報告した場合にチェックし、参考として、過去1年間の報告回数を記載すること。

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加」は、当該事業への参加薬局である場合にチェックし、参考として、過去 1 年間のヒヤリ・ハット事例等の報告回数(実績がない場合はその旨)を記載するとともに、「その他の取組」は、上記以外の具体的な医療安全対策を行っている場合に、その概要を記載すること。

11 (第4項第6号及び第7号)

「常勤として勤務している薬剤師数」は認定申請時又は認定更新申請時における人数、「継続して 1 年以上勤務している常勤薬剤師数」は認定申請時又は認定更新申請時に係る薬局において 1 年以上継続して常勤として勤務している薬剤師数を記載すること。

「第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧」は、該当する薬剤師がわかるよう、薬剤師の氏名、 免許番号、常勤の勤務期間、がんに係る専門性の認定の有無を記載した一覧を添付すること。(参 考様式:常勤として勤務している薬剤師一覧)

このうち第7号に該当する薬剤師は、規則第10条の3第6項に規定する基準に基づき厚生労働 大臣に届け出た団体から認定を受けたことを証する書類の写しを添付すること(原本照合します ので、原本をご持参ください。)

12 (第4項第8号)

研修の実施計画及び実施記録の写しを添付すること。

13 (第4項第9号)

研修の実施計画及び実施記録の写しを添付すること。

14 (第4項第10号)

「情報提供先」は、特定の医療提供施設に対する情報提供であれば当該医療提供施設の名称を、 地域における複数の医療提供施設に対する情報提供であれば、地域の範囲や主な医療提供施設の 名称等を記載すること。また、情報提供の内容は、抗がん剤や支持療法で用いられる医薬品の有効 性及び安全性の情報や特徴等の医薬品の適正使用に関する情報とし、情報提供した文書等を 1 回 分添付すること。参考として、過去 1 年間にこれらの情報を提供した回数を記載すること。

15 薬局の所在地が神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にある場合、薬局の許可証の写しを添付すること。(原本照合しますので、原本をご持参ください。)

添付書類等様式一覧

専門医療機関連携薬局認定申請書(様式第五の三(第十条の三関係))

又は

専門医療機関連携薬局認定更新申請書(様式第五の五(二)(第十条の九関係))

- 専門医療機関連携薬局認定基準適合表
- 常勤として勤務している薬剤師一覧
- 専門医療機関連携薬局認定証※
 - ※更新申請の場合は、認定証(原本)を添付してください。

様式第五の三 (第十条の三関係)

専門医療機関連携薬局認定申請書

許可	番号	予及び年月日	
薬	局	の名称	
薬	-	の所在地	TEL
	6 条 する	の 3 第 1 項 に 3 8 病 の 区 分	
		3 第 2 項 第 2 号	
に規定	ミする	る薬剤師の氏名	
利用者	の心身	すの状況に配慮する	
構造			
		薬剤及び医薬品	
		関する情報を他	
		供施設と共有す	
る。位		制 の 概 要	
		薬 学 的 知 見 に 基 及 び 指 導 の 業 務	
を行		体制の概要	
(法	ノ 人に		
	に関	·	
		する役員の氏名	
	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの	
申	(1)	日から3年を経過していない者	
請に	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消	
17.	(4)	しの日から3年を経過していない者	
は法人にある。	(3)	法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を	
人有	(-)	取り消され、その取消しの日から3年を経過していない者	
人にあつては、有する役員を含	(4)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を	
る。役		受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 ***********************************	
あつては、		法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処	
	(5)	分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過して	
薬む。		いない者	
薬事に関する業務む。)の欠格事由	(6)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
関欠		精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに	
す格	(7)	当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと	
る事由		ができない者	
務	(8)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験	
	(0)	を有すると認められない者	
備		考	

上記により、専門医療機関連携薬局の認定を申請します。

令和 年 月 日

住 所 (法人にあつては、主) たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者の氏名)

兵庫県知事 殿

[連絡先] 担当者

電話番号

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 法第6条の3第1項に規定する傷病の区分欄には、第10条の3第1項で定める傷病の区分を 記載すること。
- 4 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄に その記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別 紙を添付すること。
- 6 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要欄にその記載事項の全て を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3)欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

専門医療機関連携薬局認定更新申請書

認 定 番 号 及 び 年 月 日 薬 局 の 名 称
東 見 の 夕 私
米 内 ツ 石 1/11
薬 局 の 所 在 地 [〒] TEL
法 第 6 条 の 3 第 1 項 に 規 定 す る 傷 病 の 区 分
法第6条の3第2項第2号 に規定する薬剤師の氏名
利用者の心身の状況に配慮する 構 造 設 備 の 概 要
利用者の薬剤及び医薬 品の使用に関する情報 を他の医療提供施設と 共有する体制の概要
専門的な薬学的知見に 基づく調剤及び指導の 業務を行う体制の概要
変 東 前 変 更 後
変 事 項 変 更 更 内 容
(法 人 に あ つ て は) 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責任を有する役員の氏名
世 本 (1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から まないましていない者
請 に 者 責 (2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日 から3年を経過していない者
(イン) から3年を経過していない者 法を 法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない者 (3) され、その取消しの日から3年を経過していない者 (4) ***
ある (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ っ 役 とがなくなつた後、3年を経過していない者
(4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 (5) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 (6) 原薬、大麻、木麻、木木、人口は常理剤の中毒者
薬 の違反行為があつた日から2年を経過していない者 事 (6) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 にの 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつ
にの関 欠 (7) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつ す 格 (7) な要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
関 欠
備考

上記により、専門医療機関連携薬局の認定の更新を申請します。

令和 年 月

住 所 (法人にあつては、主) たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者の氏名)

兵庫県知事 様

〔連絡先〕担当者

電話番号

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 法第6条の3第1項に規定する傷病の区分欄には、第10条の3第1項で定める傷病の区分を記載すること。
- 4 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 第16条の3第1項各号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。
- 8 第16条の3第3項に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。
- 9 申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3) 欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

専門医療機関連携薬局(がん) 認定基準適合表

実績0)対象期間: <u>— 年 月</u> ~ <u> 年 月</u>	
1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備(第2項第1号)	
	- 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく	別紙()のとおり
	指導を受けることができる個室等の設備	
	• 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備	
2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備(第2項第2	号)
	※該当する項目をチェックすること	別紙()のとおり
	□ 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すり	
	を設置している。	
	□ 段差のない入口を設置している。	
	□ 車いすでも来局できる構造である。	
	□ その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 具体的な構造()	
3	・がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加(
	・前号の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連	絡することかできる
	体制(第3項第2号)	
	主な連携先の医療機関 名 称①:	
	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
	名 称②:	
	所在地②:	_
	会議の名称: ,	
4	上記の報告及び連絡した実績(第3項第3号)	
	過去1年間のがん患者総数()人	別紙()のとおり
	うち、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に	
	報告及び連絡した患者数 ()人	\
	(参考)報告及び連絡した情報提供回数 年間(<u>)</u> 口
5	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制(第3項	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を	別紙 () のとおり
G	示した手順書等の写し(該当部分)を添付	
6	開店時間外の相談に対応する体制(第4項第1号) 開店時間 平 日 : ~ :	
	土曜: ~::	
	相談できる連絡先や注意事項等の周知方法	別紙()のとおり
	※該当する項目をチェックすること	
	□ 文書により交付	
	□ 薬袋に記入	
7	休日及び夜間の調剤応需体制 (第4項第2号)	
	自局での対応時間 休 日 : ~	:
	平 日 (休日) : ~	:
	地域の調剤応需体制がわかる資料を添付	別紙()のとおり
	(参考) 過去1年間の調剤の実績 () 回	

8	在原	載として保管するがんに係る医薬品を必要な場合に他の薬 <i>♬</i>	局開設者の薬局に提供
	する	る体制(第4項第3号)	
		がんに係る医薬品を提供する場合の手順を示した手順書	別紙()のとおり
		等の該当箇所の写し(該当部分)を添付	
		(参考)過去1年間のがんに係る医薬品提供の実績(<u>) </u>
9	麻	いに できます (第4項第4号) できます (第4項第4号) できます こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ しゅうしょ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	
		※該当する項目をチェックすること	
		□ 麻薬小売業者の免許証の番号 ()	
		(参考)過去1年間の調剤の実績()回	
10	医损	療安全対策(第4項第5号)	
		医療安全対策の概要 ※該当する項目をチェックすること	
		□ 医薬品に係る副作用等の報告	
		(参考)過去1年間の報告回数()回	
		□ 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加	
		(参考)過去1年間の報告回数()回	
		□ その他の取組 具体的な医療安全対策の内容()
	,		
11		継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制(第	
	• 7	がんの専門性を有する常勤として勤務している薬剤師(第4	
		常勤として勤務している薬剤師数	() 人
		継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数	() 人
		hhe o C) hhe - C) shale) of the half Ehe	
		第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧	別紙()のとおり
12	がん	した いに係る専門的な内容の研修の受講(第4項第8号)	
		研修の実施計画及び実施記録の写しを添付	別紙 () のとおり
13	地块	或の他の薬局に対するがんに係る専門的な内容の研修の実施	
		研修の実施計画及び実施記録の写しを添付	別紙()のとおり
		伽修の美旭計画及の美旭記録の子しを称刊 	が
14	地址		
14		伽修の美麗計画及の美麗記録の子じを添り 	
14		 或の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用	
14		或の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用 第4項第 10 号)	に関する情報提供
14		或の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用 第4項第 10 号) 「情報提供先()	に関する情報提供

常勤として勤務している薬剤師一覧

	氏名 (免許番号)				(第			号)
1	常勤の期間		年	月	日~現在	(年	ヶ月)	
	専門性を有する薬剤師の 認定の有無	有	• 無	認定	E 年月日	(年	月 学会認	日 (定)
	氏名(免許番号)				(第			号)
2	常勤の期間		年	月	日~現在	(年	ヶ月)	
	専門性を有する薬剤師の 認定の有無	有	• 無	認知	定年月日	(年	月 学会認	日(定)
	氏名(免許番号)				(第			号)
3	常勤の期間		年	月	日~現在	(年	ヶ月)	
	専門性を有する薬剤師の 認定の有無	有	• 無	認定	E 年月日	(年	月 学会認	日 (定)
	氏名(免許番号)				(第			号)
4	常勤の期間		年	月	日~現在	(年	ヶ月)	
	専門性を有する薬剤師の 認定の有無	有	• 無	認定	E 年月日	(年	月 学会認	日(定)
	氏名(免許番号)				(第			号)
5	常勤の期間		年	月	日~現在	(年	ヶ月)	
	専門性を有する薬剤師の 認定の有無	有	• 無	認定	E 年月日	(年	月 学会認	日

受付窓口一覧

営業所の所在地	受付機関	所在地	電話番号
芦屋市	芦屋健康福祉事務所	芦屋市公光町 1-23	0797-32-0707
宝塚市、三田市	宝塚健康福祉事務所	宝塚市東洋町 2-5	0797-62-7314
伊丹市、川西市 川辺郡	伊丹健康福祉事務所	伊丹市千僧 1-51	072-785-7463
加古川市、高砂市、 加古郡	加古川健康福祉事務所	加古川市加古川町寺家 町天神木97-1	079-422-0184
西脇市、三木市、 小野市、加西市、 加東市、多可郡	加東健康福祉事務所	加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9372
神崎郡	中播磨健康福祉事務所	神崎郡福崎町西田原 235	0790-22-1234
たつの市、宍粟市、 揖保郡、佐用郡	龍野健康福祉事務所	たつの市龍野町富永 1311-3	0791-63-5683
相生市、赤穂市、 赤穂郡	赤穂健康福祉事務所	赤穂市加里屋 98-2	0791-43-2937
豊岡市、美方郡	豊岡健康福祉事務所	 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3666
養父市、朝来市	朝来健康福祉事務所	朝来市和田山町東谷 213-96	079-672-6872
丹波篠山市、丹波市	丹波健康福祉事務所	丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3771
洲本市、南あわじ市、 淡路市	洲本健康福祉事務所	洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-2068
神戸市、姫路市 尼崎市、西宮市 明石市	薬務課薬務指導班	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-4084